

鳥羽市議会改革推進特別委員会会議録

令和 2 年 1 月 2 1 日

○出席委員（13名）

委員長 戸上 健
委員 南川 則之
委員 瀬崎 伸一
委員 奥村 敦
委員 中世古 泉
委員 坂倉 広子
委員 世古 安秀

副委員長 山本 哲也
委員 濱口 正久
委員 片岡 直博
委員 河村 孝
委員 浜口 一利
委員 坂倉 紀男

○欠席委員（1名）

議長 木下 順一

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 清水 敏也
書記 中山 真緒

次長兼
議事総務係長 木田 崇

(午後 3時57分 開会)

○戸上 健委員長 本会議と全協に引き続いて、皆さん、本当にお疲れさまです。ご苦労さまです。

最後、議会改革推進特別委員会、開会しますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

今回は、前回に引き続いて懸案といたしますか、継続になっております常任委員会の持ち方について、あり方について、皆さん方からご協議いただきたいというふうに思います。

前回は常任委員会を一本化するという方向を小委員会でも提起させていただきました。皆さんからいろいろ議論もいただきましたけれども、まだ結論が出ておりません。きょうも引き続き議論していただきたいと思っております。その議論を整理し、わかりやすくするために、事務局でフロー図をつくってもらいました。説明は事務局からしてもらいますか。

そうしたら、まず説明、事務局から、このフロー図について説明をお願いいたします。

事務局お願いします。

○中山書記 それでは、メールのほうで送らせていただいておりますデータのほうは、メールのほうで送らせていただいておりますものと、先ほど配付させていただきましたもの、同じものですので、ごらんいただければと思います。

フロー図ですが、委員長のほうからベースになるものをいただきましたので、それを事務局のほうで少し変えさせていただいた程度ということになります。

まず、常任委員会を一本化する場合ですけれども、現在の総務民生常任委員会、文教産業常任委員会を解消しまして、新たに、仮ですが、行政常任委員会を委員会条例のほうで規定して、つくっていくというところで、こちらは予算決算を除く全ての議案を審査、委員会としては、行政常任委員会と予算決算常任委員会のみとなります。

委員会視察のほうは、現状、予算決算のほうは行っておりませんので、行政常任委員会と、あと委員会視察ということで言いますと、議会運営委員会のほうも入ってきますので、こちらに記載をさせていただいております。

それと、尾鷲市議会の例になりますが、現在の総務民生常任委員会と文教産業常任委員会と予算決算常任委員会のほうも解消しまして、全ての議案を審査する行政常任委員会（仮）を規定していくというものになります。こちらは、先ほど申し上げましたとおり、一本化という形になりますので、行政常任委員会のみとなります。

先ほどの行政常任委員会と予算決算常任委員会を残す場合と同じく、委員会視察のほうは行政常任委員会と議会運営委員会のみとなります。

総務民生常任委員会、文教産業常任委員会を解消しまして、行政常任委員会だけにする場合、事務に関する調査をどう実行していくのか、議会運営委員会もしくは全員協議会で調査事項をピックアップするのか、特別委員会的なもの、もしくは調査会的なものを設置していくのか、議員を分けまして、調査、政策提言、立案という形に持っていくのか、分科会もしくは小委員会をつくっていくのかというところでございます。

委員会視察につきましては、行政常任委員会、議長を除きますと13名という形になりますが、13人で

くのか、それとも二分して行うのかという形になります。

続きまして、行政特別委員会を会議ごとに設置する場合、こちらは視察をさせていただきましたかすみがうら市議会さんの例になりますが、付託議案は議運で確認し、本会議で付託、総務民生常任委員会、文教産業常任委員会は残しまして、常任委員会は当該地方公共団体の事務に関する調査及び議案の審査を行うの事務に関する調査を主にするというので、基本、毎月1回の委員会での所管事務調査、政策提言等、委員会視察は常任委員会を残すという形になりますので、現行どおり実施するということになります。ただ、前回の委員会で申し上げましたとおり、事務局のほうからは、鳥羽市の運用ではこれはなかなか難しいのではないかとということで、ご説明させていただいたところでございます。

続きまして、総務民生常任委員会、文教産業常任委員会を残す場合、こちらは現状維持の形になります。現行のままの常任委員会を維持していきまして、こちらの場合、委員外議員の力をどのように結集するかということで、委員外議員として出席と発言を認め、採決権のみ認めない等の工夫が必要となってくるというところ です。委員会視察は、現状維持という形になりますので、現行どおり実施という形になります。

事務局からの説明は以上とさせていただきます。

○戸上 健委員長 説明は終わりました。

ご意見いかがでしょうか。

浜口さん。

○浜口一利委員 今の説明だと、こうなったらこうなるということを説明してもらっただけやもんで、これについての意見というのを求められても言えないような感じがするわけなんですけれども。

○戸上 健委員長 前回の議論で一本化する、もしくは一本化した場合の現在の二つの常任委員会の扱いをどうする、それをなくした場合には公的にどうかというようなことが議論になりましたので、一応事務局のほうに、僕は原案をつくって、事務局のほうでこのフロー図をつくってもらって、イメージとしてわかりやすいようにしてもらったわけなんです。

皆さんのほうで一本化……

○浜口一利委員 戸上さん、これ、それなら一つずつ、常任委員会を一本化する場合ということで、現在の総務民生委員会、この上の部分は、尾鷲の例も挙げてあるし、一つずつこうなった場合、どんなことになってくるかということを議論しながら、一つずつ探っていったらどうかと思うんやけれども。

○戸上 健委員長 わかりました。

そもそも、提起が今の二つの常任委員会で議案を審査するよりもワンチームだから全体で議論をしたほうがいいんじゃないかということが発端でした。きょうの議案も、文教産業常任委員会への付託議案でしたので、総務の場合は現地視察はどうこうしましたけれども、審議には加わっておりません。ですので、それは、やっぱり13人、14人が一致したほうがいいんじゃないかということが大前提です。

そこから出発して、みんなで議論できるためには、じゃ、どういう常任委員会の持ち方にするのがいいのかということ視点を以て議論していただければというふうに思うんです。

浜口さんから提起ありましたように、まず最初のこの尾鷲方式、下が尾鷲方式です。これについてのご意見はいかがでしょうか。

上の場合は、1の場合は、文教産業と総務民生というのを解消して予算決算は残すと、これが1の方向です。その下は同じようなやり方なただけでも、予算決算もなくしてしまって、尾鷲の場合と同じです。行政常任委員会のみになると、議運も、尾鷲の場合は、ここが非常に力持っておって、采配しているようでしたけれども、それについてどうかという点を、まず議論していただきたいというふうに思います。

これについてはいかがでしょうか。

ちよつとごめん。事務局お願いします。どうぞ。

○中山書記 申しわけありません。1点、常任委員会を一本化する場合ということで、2パターン書かせていただいておりますが、1の行政常任委員会と予算決算常任委員会を、予算決算常任委員会のほうを残して、行政常任委員会と二つつくるという場合で書かせていただいておりますが、一本化していくというところで、委員の構成としましては全く同じようなものになりますので、二つ残す理由が余りなくなってしまうというところがございますので、そのあたりも考えながらご協議いただければと思います。

○戸上 健委員長 事務局の指摘は、全員が参加するんだから、余り意味がないんじゃないかということでした。予算決算については特別な位置づけということが、僕はあるように思いますけれども、皆さんのほうで、ご意見してください。

濱口さん、どうぞ。

○濱口正久委員 事務局と同じ。

○戸上 健委員長 そうでしたか。

瀬崎さん、どうぞ。

○瀬崎伸一委員 今、事務局はそのようにはおっしゃっていて、要は構成メンバーという視点から考えれば、いわゆる行政常任委員会というものと予算決算常任委員会というものが、メンバーはもちろん全員となってこの状態になるというのは変わらないという視点ももちろんあるかなと思うんですけども、委員会ということは委員長がいて、副委員長がいてという、いわゆる先導というか、ファシリテートしていただく方というのは、恐らくは委員会を分けるということは、違う人が恐らくされると思うので、そこには大きな意味があるのと違うのかなと私は感じるんです。

もちろん、議案の性質においても、決算予算というものが少し、やはり一步踏み入れての議論が必要であるという、議案的に考えても、少し分けておく意味というのは、そこに大きくあるのではないのかなと私は感じるので、できれば文教産業と総務民生を一つにした行政、プラス予算決算の常任委員会という二本立てでいかれるほうがいいのではないのかなと、私は個人的には感じております。

以上です。

○戸上 健委員長 副委員長、どうぞ。

○山本哲也委員 それと近いんですけども、全てを一本化してしまうと委員長一人になってしまうわけですね。今、現状、総務の委員長をされている世古さんと、文教の委員長をされている河村さんと、予算の委員長をされている浜口さんに聞きたいんですけども、全てを一括で委員長として受けて、やれると言ったらやれるかもしれないんですけども、負担というのは、多分、物すごい量になってくるのかなというふうに思うんですね。

多分、予算決算だけでも委員長職というのは結構重たいもので、事前の裁きなりとかという部分というところで、いろいろ心配りしていただいている部分が多い中、それに、じゃ、文教と総務も一緒になったで一本化という、なかなか実務的に係る負担という部分がどうなのかなというところがありまして、僕はそこ、全て一本にしてしまうと、そういう懸念もしていかなあかんのかなというふうに思っています。

今ですと、委員長2年の縛りがありますけれども、その2年間、びっしり、今でいう三常任委員会の委員長を一人でずっと抱えていくというのは、なかなか厳しいんと違うかなというところがあるので、その辺、今、現状、委員長されているお三方に、その辺はちょっと聞いてみたいなというふうに思うんですけども。

○戸上 健委員長 浜口一利さん、どうぞ。

○浜口一利委員 一人で予算決算委員長とほかの委員会、一人でやるというのはとんでもないことになっていくと思うし、現状でもやりづらいところもたくさんあるというところだと思うし、ただ、私が思うのは、やはり委員長、委員会が幾つもあるって、当然のように議員数も少なくなってしまうと、それもちょっと不可能にはなってくるわけなんですけれども、委員会それぞれの専門分野で、それぞれに動いてもらったほうが、議会としては、活性化も、一つになる、するだけかというのが、いつもずっと頭の中にあるわけなので、これについては、やはり慎重にやるべきだと思うし、また、本会議の中での流れというのも全く違ってくことやもんで、それについてもいろいろ想定をしながら、やはり一つの委員会にするというところについては、慎重にやってほしいなと思います。

やはり、行政と議会の立ち位置というあたりにも、多分影響出てくるところだと思うので、そのあたりが何か、私はいつも裏に何かありそうやなというところで、やはり以前からも、私、意見で言うと、ちょっと待てよというような意見を出す、出しているところなんですけれども、そのあたりが心配されるもんで、新しい取り組みについて、私はこれまででもいろいろ積極的にやってきたつもりなんですけれども、このことについては、やはりもう一度検討しながら、こんな慎重な会議を経て、やるならやる、もう現状どおりということであれば、それでもいいしというところで、慎重審査をお願いしたいというところです。

○戸上 健委員長 河村さん。

○河村 孝委員 前半の話は、浜口委員と全く一緒に、とてもじゃないけれども、委員長は初めてやらせてもらってわかったんですけども、全てをとりあえず把握しておかないかと、何があっても対処できるようにしておかないかという中で、所管があつて、また予算決算、あのボリューム、予算決算も戸上委員長のときから討論始めてもらって、内容の濃いものにどんどんなってきましたので、このボリュームの中で、委員長が一人で全部兼務するというのは、僕はほぼほぼ不可能ではないのか、現実的ではないんじゃないのかなというふうに思いますので、皆さんのきょうの意見次第ですけども、一本化するという方向であれば、この一番最初に書いてもらっている、行政常任委員会と予算決算常任委員会の二つの案を進めるという形が、私は一番現実的ではないのかというふうに思います。また総務民生の委員長に聞いていただければと。

○戸上 健委員長 世古さん、お願いします。

○世古安秀委員 やっぱり行政の課題というのは、議員は少なくなっても同じなんですよね。それぞれの、やっぱり、今、文教産業と総務民生に分かれて、課題を担当課に分けて、いろいろとやっていますけれども、それを一本で、もちろん、予算決算はもちろん、もう二人とも言われているように、一緒にはなかなかできないな

というふうに思います。

あとの、また文教と総務民生と一緒にするというと、なかなかそう行政課題というのは変わらへん、なおやっぱりふえてくる可能性もあるかと思えます。人口が減っても、課題はなかなか減らないだろうというふうに思えますので、僕、分担をして、それぞれの委員会でも分担をして、継続して、いかにその委員会の中で議論を活発化させるかなというふうな、そういうことをもっと十分に議論をしたほうがいいかなというふうに思っています。

○戸上 健委員長 世古さん、提起されたのは、提案された、執行部が提案した議案に対して、それを二つに分けるもので、6人から7人っていうことになるわけで、ほかの6人から7人はタッチしないということになるわけなんで、それをもうワンチームでやったほうが、より煮詰まるんじゃないかと、多方面で議論が深まるんじゃないかと、みんなのものになるんじゃないかというのが、そもそもの提起なんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○世古安秀委員 僕、会派があったときから委員もやっているんですけども、会派があったときは、このまま昔のことになっているんですけども、その会派の中で、それぞれ委員会を、委員を出していましたから、この分はこういう風に聞いてくれよという、事前のいろいろな勉強会とかというところで深めたというふうなこともありますので、一本になって、じゃ、その議論を、じゃ、14人になったから、議論がもっと深まるかという、何かそれにはちょっと工夫が要るんじゃないかなというふうに、勉強会を何か企画をしてするか、きょうの景観条例の話についても、12月に説明を受けましたけれども、それはもう、一応報告聞きましたよというところで、じゃ、より深めて、市民にとってはどうなのかというふうなところの議論、情報とかというのは、また議会のほうでも勉強会をしたりというふうなのをせんことには、なかなか深まっていかへんのかなというふうに思っています。最後に書いてあります、今までどおりでやる場合にも、もう何か工夫が要るというふうに書いてあった、確かにそういうふうにしていかんといかんかなというふうに、そういうふうに思っています。

○戸上 健委員長 正久さん、どうぞ。

○濱口正久委員 すんません。ちょっと確認ですけども、今の皆さんの話をお聞きしていると、やっぱり常任委員会の意義もあるということと、それから委員長が一本化されるとやっぱり大変やなというものもあるんですけども、総務と文教というのは、両方に所属というのは不可能なんですか、制度上は。

○戸上 健委員長 事務局。

○中山書記 両方に所属するというのは、13人が両方に所属するという意味でしょうか。それは、委員長を分けるためという形ですか。

○戸上 健委員長 地方自治法の改正で、二つ以上の常任委員会に参加できるということになったもので、それが、文教と総務と、その二つも構わないんだということの解釈が可能なのか、それとも総務と文教は、以外の、例えば、予算決算の常任委員会とその二つに参加できるんだという解釈なのか、そのあたりの自治法の解釈にかかわってくると思うんですけども、その点はどうですか。

○中山書記 地方自治法のほうでは、その総務文教と予算を分けて書いてあるわけではないので、制度上は可能かと思えます。

○戸上 健委員長 両方とも参加しても可能。

○中山書記 はい。制度上は可能ですが、恐らくですが、法はそのようなことを予想していないというような形が返ってくるかと思います。

○戸上 健委員長 可能ということになると、議員によっては、もう僕は総務だけでいいと、文教にも参加したくないという議員はそれでオーケー、両方と参加して、両方と議論したいということになれば、参加できるという選択はできやんですか。

はい、どうぞ。

○中山書記 委員会条例で一応定数を決めることになっておりますので、そういった形は難しいかと思います。

○戸上 健委員長 そうか。7人というふうになっておるでな。なるほど、わかりました。

はい。

○河村 孝委員 ちょっと議論がそれているような気がするので、もう一辺、ちょっと本質の話をさせてもらおうと、前回も同じようなことの内容で話がとまっておるわけですよ。今回までに時間があつたはずなんです。私は前回から主張しているように、行政常任委員会で一本にするべきやというふうな主張をして、その根拠も、私は会議の中で示しています。

一方で、浜口委員と世古委員がおっしゃる、慎重に検討するべきやという意味もわかるんだけど、じゃ、いつまでもむねんという、その行程の話もあつて、慎重にもまなきゃならないんだけど、じゃ、今の現状で、残すこういう問題点があつたというのも私は提起させてもらったはずなんです。その解決策を、対案を出して議論するべきだと思います。だから議論が深まらないんです。

じゃ、今の現状を、二つの委員会を残したまま、工夫が必要やということは世古さんもおっしゃっているわけじゃないですか。それなら、その工夫、こうしたら、今の問題点がクリアできるやんかと対案までを考えてきて、この場で会議をするのが当たり前の話じゃないですか。私はそれを示してきたわけですよ。それでまだ話がとまるなんていうのは、議会何しておるのやという話になりかねんと私は思いますけれども。

きょうはもうそこまで突っ込んで、時間オーバーしてでも、一旦採決をとる、もしくは、次回までに自分が主張するものの根拠を示して、ちゃんと工夫した案まで出すというところまでしないと、これいつまでも、うんとか、は一とかで、進まない話、こんなみっともない議論を議会が見せておつたらだめですよ。僕はそう思いますけれども。

○戸上 健委員長 わかりました。それでは、私のほうで、この一番最後のやつ、現状のまま、現行のまま常任委員会を維持した場合、委員会議員の力をどのように結集するかというので、委員会議員の出席も発言も認めると、採決権だけは所属の常任委員で採決権だけはあるというのを、これは別に条例や事象をしんしゃくしたわけではありません。私の勝手な判断なんですけれども、こういう方向もあるよということを一応提起はしました。それで、事務局のほうで、これは法的にオーケーかどうかということは、まだ調べてもらっていませんわね。この第4案。

はい、どうぞ。

○中山書記 この委員会議員として出席と発言を認めるところなんです、一応委員外議員として委員長のほうへ出席を求めたり、委員長のほうから委員外議員のほうへ出席を求めたりということは可能です。書いて

ありますとおり、出席と発言については認めることができるんですが、採決については委員ではありませんので、認められないということになりますので、書いていただいているとおりになるかと思いますが、これが通例化していくと、余り委員の意味がなくなっていくしますので、そのあたりは考えないといけないかなというところでございます。

○戸上 健委員長 便宜主義ということやな、結局は、わかりました。

そうしたら、最後のやつはちょっと却下ということにしておきたいというふうに思うんです。

それで、河村さんが提議されたように、皆さんからいろいろ出していただいて、議論もほとんど煮詰まってきたというふうに思いますもんで、きょう採決をして、1の方向でいくのか、このまま残すのかということで、皆さん方から意見を出していただくということをするのか、それとももうちょっと考えたいと、先ほど、河村さんが言うように、私はそれは不賛成でこういう対案があると、こういうふうにしたほうがいいということについては、まだ若干考えていないんで、次回までには考えるという方がいらっしゃったら、そういう方向にしたいというふうに思うんです。

その二つについてはいかがでしょうか。きょうもこれだけ時間があって、前回から時間があって、それぞれ考えてきてくれたはずやと、もう決をとるということにするのか、それとも、もうワンクッションおいて、次回までに考えて、次回もうちょっと、皆さんから一人ずつから意見を出していただいて決をとるというふうにするのか。

副委員長、どうか。

○山本哲也委員 今、僕としては、まだ、その対案というか、ほかの案という部分は、今、極端に言ったら、河村案しか上がってないですね、テーブルに。じゃ、今、現状のままでいくと言うたときに、じゃ、委員会の強化という部分はどういうふうなところで担保していくかというようなところとかという部分は、もっと、多分いらっしゃると思うんです。一本化はまだちょっとと言われる方はね。

だったらその部分で、僕はもうちょっと判断する材料で聞いてもいいんかなというふうに思いますし、まだちょっとほか発言のない方も多々みえる中で、その方々がどういうところを考えておるんかなというのは、ちょっと聞かしてもらいたいなというところはありますけれども、その辺は。

○戸上 健委員長 はい、わかりました。

そうしましたら、次回までに、これは、海女条例を制定する小委員会でもやったんですけども、全委員から自分の提案というのを委員長のところへ出してもらって、そしてそれを全部でコピーして、そして全体の議論でかけたという経過があります。それで海女さん条例というのがつくり上げられていきました。

今回も、議員の皆さん全てから、この、今、提起されている件について、こういう私は案だというのを書いていただいて、文書にさせていただいて、そして、それを事務局のほうに提出してもらって、私宛てなんですけれども、事務局のほうでまとめていただいて、そして、全委員にそれを送ってもらって、そして、皆さんで精査してもらった上で、委員会をもう一度開いて、そこで決をとるというふうにしたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○戸上 健委員長 じゃ、そういうふうにしていきたいというふうに思います。

(「期日はどうしたら」の声あり)

○戸上 健委員長 期日、期日を決めなければいけません。3月議会で最終決定するという方向でどうでしょうか。2月28日が再開日やったっけ。

(「一般質問の締め切りにあわせて」の声あり)

○戸上 健委員長 わかりました。一般質問の締め切りは25日やったっけ、いつでしたっけ。議運までということやな。

(「ちょっと締め切りがあるので」の声あり)

○戸上 健委員長 いつでしたか。

(「2月21日」の声あり)

○戸上 健委員長 2月21日。

2月21日まではまだ1カ月あります。ちょうど1カ月ありますので、2月21日までに、全委員の皆さんから、この件に関する所見、提案、これを書いていただいて、事務局のほうへ送信ください。事務局のほうで、それをまとめて、1週間ぐらいで各委員に全部またこれを送信してください。その上で、3月議会のしかるべきときに、全体のこの委員会を開いて、決をとるというふうにしたいと思います。これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○戸上 健委員長 よろしくお願ひしたいと思います。お疲れさまでした。

これで、議会改革推進特別委員会を終わります。

(午後 4時29分 閉会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和2年1月21日

議会改革推進特別委員長 戸 上 健